

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントや事業が延期・中止となったり、内容が変更されたりする場合があります。最新の情報をご確認ください。

イベント

犯罪被害者等支援巡回パネル展を開催します

犯罪被害者や遺族の方々が置かれている現状や、被害者等支援の必要性を広く理解していただくことを目的として、犯罪被害者等支援巡回パネル展を開催します。

- 日時 9月14日(月)～24日(木) 市役所の開庁時間
※9月14日(月)は午後3時から、24日(木)は午後1時まで。
- 場所 市役所 市民ロビー
- 問い合わせ先 安全安心課 ☎(32)8894



昨年度の展示の様子

お知らせ

天平の芋煮会の中止

例年11月に開催している天平の芋煮会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。

- 問い合わせ先
市観光協会 ☎(39)6900

外国語講座後期(10月～3月)中止

市国際交流協会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外国語学習推進事業を中止することになりました。

- 問い合わせ先
市民協働推進課 ☎(32)8887

産業祭の中止

例年10月に開催している産業祭は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。

- 問い合わせ先
商工観光課 ☎(32)8907

ひとり親世帯臨時特別給付金



新型コロナウイルスの影響により特に大きな困難が生じている、ひとり親世帯を対象に、臨時特別給付金を支給します。
※ここに記載されている他にも詳細な支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■対象者

- 次のいずれかに該当する、ひとり親世帯の方
- ①令和2年6月分の児童扶養手当を受けている方
 - ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
 - ③新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
- ※①または②に該当する方で、

新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が減少した方には「追加給付」を支給します。

- 支給額 1世帯5万円(第2子以降は1人につき3万円)
- ※追加給付は1世帯5万円(第2子以降の加算はなし)です。

■申込方法

- ①の方 申請不要
※児童扶養手当の振込口座に振り込みます。
- ②または③の方、追加給付の対象の方 申請が必要
※詳しい手続きの内容についてはお問い合わせください。

■申込期限

- 令和3年2月26日(金)
- 申し込み・問い合わせ先
こども福祉課 ☎(32)8903

市ホームページにヤフーキャッシュサイトを開設

ヤフー株式会社との災害協定により、市ホームページのキャッシュサイト(複製サイト)リンクをトップページに掲載しました。

災害時など、市ホームページにアクセスが集中したとき、キャッシュサイト(複製サイト)をヤフーサイトに掲載することで、アクセスを分散・負担軽減し、閲覧が可能になります。

また、「Yahoo!防災速報」アプリを通じて、防災情報や緊急情報を配信しています。

アプリダウンロードはこちらから⇒

🌐 <https://emg.yahoo.co.jp>

- 問い合わせ先
安全安心課 ☎(32)8894

